中部国際空港整備準備金	第68条の57の２第１項	10464	法規別表十二(十一)「10」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表特別修繕準備金の項、中小連結法人等の貸倒引当金の特例の項、探鉱準備金又は海外探鉱準備金の項、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の項及び対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例の項を次のように改める。

特定船舶に係る特別修繕準備金	第68条の58第１項又は第９項	10379	法規別表十二(十二)「９」の欄の金額（当該金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
中小連結法人等の貸倒引当金の特例	第68条の59第３項	10380	法規別表十一(一の二)「８」の欄の金額
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	第68条の61第１項又は第８項	10202	法規別表十(四)「16」の欄の金額
	平成25年旧措置法第68条の61第２項	10203	法規別表十(四)「16」の欄の金額
	第68条の61第２項	10465	法規別表十(四)「16」の欄の金額
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	第68条の62第１項	10204	法規別表十(四)「40」の欄の金額
	平成25年旧措置法第68条の62第２項	10205	法規別表十(四)「40」の欄の金額
	第68条の62第２項	10466	法規別表十(四)「40」の欄の金額
対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	平成25年旧措置法第68条の62の２第１項	10206	法規別表十(五)「20」の欄の金額
	第68条の62の２第１項	10467	法規別表十(五)「20」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表農業経営基盤強化準備金の項中「又は平成23年旧措置法第68条の64第１項」を削り、同表農用地等を取得した場合の課税の特例の項中「又は平成23年旧措置法第68条の65第１項」を削り、同表収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例の項中「若しくは第７項又は平成23年旧措置法第68条の70第１項若しくは第７項」を「又は第７項」に、「若しくは第３項又は平成23年旧措置法第68条の71第１項若しくは第３項」を「又は第３項」に改め、同表換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の項中「又は第５項」を「若しくは第５項又は平成25年旧措置法第68条の72第１項若しくは第５項」に改め、同表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の項中「、平成24年旧措置法第68条の75第１項」を削り、「平成23年旧措置法」を「平成25年旧措置法」に改め、同表認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例の項を次のように改める。

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例	平成25年旧措置法第68条の84第１項又は第４項	10364	法規別表十三(八)「18」の欄の金額（当該金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）又は同表「26」の欄の金額（当該金額が同表「32」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	平成25年旧措置法第68条の85第１項又は第４項	10365	法規別表十三(八)「35」の欄の金額（当該金額が同表「42」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

様式第二の記載要領第四号の表特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例の項中「第68条の85の２第１項若しくは第４項又は平成23年旧措置法第68条の85の３第１項若しくは」を「第68条の84第１項又は」に改め、同表平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の項中「第68条の85の３第１項若しくは第７項又は平成23年旧措置法第68条の85の４第１項若しくは」を「第68条の85第１項又は」に改め、同表技術研究組合の所得計算の特例の項中「所得計算」を「連結所得の計算」に改め、「又は平成23年旧措置法第68条の94第１項」を削り、同表特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の項中「又は平成23年旧措置法第68条の95第１項」を削り、「別表十（七）「31」」を「別表十（七）「27」」に改め、同表社会保険診療報酬の所得計算の特例の項を次のように改める。

社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例	平成25年旧措置法第68条の99第１項	10268	法規別表十(七)「６」の欄の金額
	第68条の99第１項	10468	法規別表十(七)「６」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例の項中「又は平成23年12月旧措置法第68条の100第１項」を削り、同表特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例の項中「別表八の二「25」」を「別表八の二「26」」に、「同表「28」」を「同表「29」」に改める。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第二条の規定並びに同令様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十五年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。